

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則」の改正に関する
意見募集の結果について

令和元年 9 月 10 日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、本年 7 月 1 日（月）から 7 月 31 日（水）まで「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則」案につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して、6 の個人から延べ 26 件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方については、別紙のとおりです。

また、本日、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則の一部を改正する規則」が公布されましたので、お知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案」に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	1. 成立した改正法律(略称、整備法)中に規則委任条項に基づき、個人情報保護委員会が法律の趣旨に従った規則と認められるので賛成する。理由は以下のとおりである。 物事に対する判断能力が欠けたり著しく不十分等のために後見、保佐が開始された個人を一律に成年被後見人、被保佐人として同委員会規則上において呼称していたものを削除して「精神の機能の障害により、行政機関非識別加工個人情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者と改定して同委員会が規則第44条の6第2号の欠格条項に該当するか否かを <u>個別に認定する権限と責任</u> を持つことにしたのである。 事理の認識、判断に欠けたり、著しく不十分である個人に対し申立により家庭裁判所が後見、保佐開始の審判をすると、財産上の法律行為の全部又は一部が制限され後見人保佐人が代理権、同意見及び取消権(後見人、保佐人の権限に差異あり)を与えられて成年被後見人、被保佐人本人を保護する一方戸籍簿に後見、保佐開始の審判を登記して公示し第三者の安全を図っているのが民法の後見等制度の概要である。 民法では精神障害本人の保護と取引の安全の観点から制度設計されているが整備法は取引の安全という観点が必要でないのが異なる点であり、従って欠格者に該当するか否かの判断は事業を適正に遂行するに当たって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う能力の有無に限られるものと思う。 2. 整備法によって、成年被後見人、被保佐人を非識別加工個人情報を事業の用に供しようとする提案者の欠格事由から削除したことによっても、成年被後見人については精神機能障害(心神喪失の常況)が存在していると認められれば非識別加工個人情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(欠格者)と認定されるものとする。 被保佐人については、心神喪失の常況ではなく精神の障害のため事理の弁識能力が著しく不十分な状態であり、上記事業を適正に行うに当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない欠格者に該当するか否か難しい判断となる。 3. 成年被後見人、被保佐人の精神機能障害が寛解している場合で成年後見、保佐開始審判の取消がされていない場合には、欠格非該当とするか該当とするか職業選択の自由に係わる人権問題であり慎重な個別審査が求められる。	本案に賛同の御意見として承ります。

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	旧民法の禁治産、準禁治産制度の趣旨を前述したとおり精神障害者を取引社会において保護するという一面があったことを忘れてはならないし、それが次第に取引の安全に重点が移行して「要注意者」という差別意識が台頭したのではないかと思う。 精神障害というハンデのある弱者を不当に差別するのではなく、守って援助するという福祉政策が成年後見、保佐制度であり、社会のすべての面で人権が尊重され不当に差別されないようにしなければならない。 個人情報保護委員会の責務は重大であり、活躍に期待するものである。以上 【個人】	
2	意見募集の案については、日本が2014年1月に批准した障害者権利条約によって強く要請される方向に合致しており、基本的には賛同できる。 これまで、精神上の障害がある人は、意思決定の能力がないものとして、他人によって代わりに決められ、自己決定の権利を奪われてきた。同条約第12条は、その権利を実質的に保障するために、意思決定を支援する措置の確保が必要であるとし、そのために、従来、精神上の障害により判断能力が不十分な人の保護の手法として用いられてきた代理・代行決定の仕組みから、意思決定支援の理念に則った仕組みへと指導理念を根本的に転換することを締約国に迫っているのである。 また、権利条約第12条第2項における「法的能力」が権利能力のみならず行為能力を含むものであるかについては、条約の成立過程で議論があったが、成立時点において多くの締結国が権利能力及び行為能力のいずれもを含むものと解釈をしている。 成年後見制度上の行為能力制限制度は、他の数多くの法令上の欠格条項と結びついている。その結果、行為能力制限制度は、成年被後見人や被保佐人について、精神上の障害があるがゆえに「能力のない人」という烙印を押すものとなり、精神上の障害がある人に対する差別観念を社会全体に広める効果をもたらしている。 そこで、貴委員会が改正しようとしている「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」では、事業を適正に行うに当たって必要な認知は、判断及び意思疎通を適切に行うことができるか、としている。ここである事業の内容は様々であると思われるが、精神の機能の障害が一定程度あっても可能な場合が否定できないであろうから、自己決定の権利の拡大につながるものと思われ、賛同したい。 【個人】	本案に賛同の御意見として承ります。

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
3	箇所 第四条の二 精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 意見 機能障害ということと切り離れた規定が必要である。「心身の状況によって行政機関非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適切に行うことが困難な者」とする。本人意見の聴取がなければならぬことの規定、合理的配慮の提供を講じることの規定を設ける。 意見の理由 事業を適正に行えない場合、機能障害が理由とは限らない。精神の機能の障害と結びつけた欠格条項を新設することは、障害者権利条約の批准、特に条約第 4 条と相いれず、障害者差別解消法の施行という時代の流れと矛盾する。個別審査のためとして機能障害による欠格条項を設けることも筋が通らない。本人意見の聴取もなければ一方的な裁断となり、合理的配慮の提供という視点がなければ、本人に困難の原因を帰す旧来の個人モデル・医療モデルにとどまる。 【個人】	御意見の「心身の状況によって」ではなく、本改正案を「精神の機能の障害により」としている趣旨は、身体障害のあることを欠格要件としないためです。 その上で、提案者自らが提案する事業を適正に行うに当たって必要な「認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者」は、行政機関非識別加工情報等の提案ができるものとして、実質的な欠格要件を規定するものです。 このため、本改正案は原案どおりとさせていただきます。

(注) このほか、本意見募集の対象外である御意見が 23 件ありました。御意見ありがとうございました。